

# マックス・ヴェーバーの 「教壇禁欲」についての基礎的考察 －批判的人格形成と「価値自由」－

三 箔 利 幸

## 序 歴史的「事実」とは

沖縄県の代表的な観光地となっている首里城公園には、観光客が訪れることがない戦跡がある。そもそも、首里城自体が先の沖縄戦で米軍の爆撃によって灰燼に帰したのであり、首里城公園全体が戦跡なのであるが、その復元にあたっては琉球王国の壮大な歴史ロマンが前面に押し出され、観光客が沖縄戦との関連を読みとることはほとんどできない\*1。

首里城を訪れた観光客が、守礼之門を通り、首里城内を見学してまた守礼之門方面へと帰るその道すがら、園比屋武御嶽石門あたりを通るとき、右手下には弁財天堂と円鑑池が見える。ここに行くには帰りの道を外れ、階段を下らねばならない。もっとも、この円鑑池あたりまで下って行ったからといって、そこにある戦跡に目をとめる者はほとんどいない。園比屋武御嶽石門裏の、円鑑池へと下る階段の横には、第32軍司令部壕の第1坑道が口を開けているのだが、そこには標識もなければ案内板もなかった。わずかに修学旅行生がここを訪れる姿はあるが、観光客が足をとめようにも、その手立てがなかつたのである。観光客は首里城を見学したことで当初の目的は達成しており、わざわざそれ以外の場所にまで行くこともないというのは、無理からぬことである。そこへ、今年になって説明板を設置するということとなった。

この説明板設置については、沖縄県が第32軍司令部壕説明板設置検討委員

会（以下、説明板設置委員会とする）という諮問機関を設け、説明文の検討・作成にあたらせた。当初、その説明文には、「慰安婦」についても「沖縄住民の虐殺」についても説明があったのだが、最終的な県の判断としてそれらは抹消されてしまったのである<sup>\*2</sup>。

既視感のある事象である。これまで1980年代の教科書問題、なかんずく家永教科書裁判第3次訴訟、1990年代になると平和祈念資料館の展示改竄問題、そして2000年代にもまた「集団自決」をめぐる教科書問題と大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判と、沖縄の歴史への歴史修正主義的介入は繰り返されてきたし、今回もまた、である<sup>\*3</sup>。

特に今回の説明板設置に際しては、沖縄県は歴史の「事実」として確定できない部分を削除したという見解を示している。ここには「言語論的転回」以降、すでに乗り越えられたはずの「事実信仰と資料万能主義」[富山1994: 2]が見られる。歴史的「事実」なるものは厳然と存在し、誰にでもアクセス可能で、誰にでもまったく同じように見える「事実」があると想定されている。そして、「事実」として確定できなかったから書かないこととしたという言い分には、「事実をして語らしめる」というまさに「事実信仰」を示す態度が如実に表れている。

このような「事実をして語らしめる」という態度を「もっとも不誠実」と喝破したのは、マックス・ヴェーバーであった。しかし、素朴実証主義や資料万能主義は、のちの「言語論的転回」を経てもなお、こうして生き残り続けている。いや、むしろヴェーバーこそ「事実をして語らしめる」ことを「価値自由」と呼んで推奨したとすら捉えられているようだ。

たとえば、たまたま手にとってみた解説本の類に次のような説明が見られた。

自分が特定の価値観を持って探求しているということを十分に自覚した上で、その価値観ゆえの先入観が分析を歪めることのないよう、可能な限り自分の価値観から独立の、客観的な方法を模索すべきだ、というのが「価

「価値自由」の考え方だとされています。[仲正2011:266]（傍点は引用者）

ここには、自分の価値観から独立した「事実」が存在しているという想定が見られる。もちろん、このことは仲正に限ることではない。ポスト構造主義、言語論的転回あるいは世紀転換期には構築主義などという議論が盛り上がったが、その反動もあってであろう、「事実信仰」がまた勢力を増しているように感じられる。ここで説明される「価値自由」な考え方からすれば、むしろ沖縄県の判断こそ正しい判断であると思い込まれそうな状況である。

## 1 「事実をして語らしめる」につきまとう誤訳

ヴェーバーの唱えた「価値自由 Wertfreiheit」という学問のあり方は、社会科学のなかでは広く知られるところとなっている。しかし、はたしてその「価値自由」はいかなる意味で理解されているのか。

研究史を振りかえれば、「価値自由」はそれが日本に紹介された戦前期から戦中そして戦後のある時期までの長きにわたって「没価値性」として理解されることが支配的であった<sup>44</sup>。すなわち、研究者自らの価値をいっさい入れない、無色透明な「事実」を確定していくことが Wertfreiheit だと考えられてきた。それを打ち破つていったのが安藤英治の研究であった。これまでの「没価値性」という解釈が、ヴェーバーのいう「価値自由」の精神とは真逆のものとして示された。すなわち、無色透明な事実認識などあり得ず、事実なるものは各人の価値関心から、その意味では「主観的」に構成されるものであり、いかなる価値から事実を認識しているのかを自他共にあきらかにしていく態度こそが Wertfrei な態度、「客観的」な事実認識であることをあきらかにしたのであった。安藤はそこで Wertfreiheit を「価値自由」と訳すことを提唱したのだが、それが最初に示されたのが1959年に発表された「マックス・ウェーバーにおける主体の問題」という論考であり、1965年には他の論考とあわせて『マッ

クス・ウェーバー研究』として一書にまとめられた〔安藤1965〕。このように安藤が「価値自由」を論じて、実に50年という時間が流れている。しかし、それでもなお今日、「事実信仰」というべき「没価値性」が、むしろ Wertfreiheit のあり方として正しいものとされる議論がある。

この「事実信仰」の根強さは、ヴェーバーの訳本にも現れている。すでに折原浩が早い段階で指摘し、私もまたあらためて指摘した、尾高邦雄訳『職業としての学問』の誤訳<sup>\*5</sup>は、まさにこの「価値自由」と「事実信仰」を結びつけるかたちの訳となっている。

このばあい、まことの教師ならば、教壇の上から聴講者に向かってなんらかの立場を——あからさまにしろ暗示的にしろ——強いるようなことのないよう用心するであろう。なぜなら、「事実をして語らしめる」というたてまえにとって、このような態度はもっとも不誠実なものだからである。

[尾高訳:49]

いかなる誤訳かについての詳細を繰り返すのは避けたいが、要するにこの訳では、誰にでも同じように見える「事実」が存在し、学問はまさにこの「事実」を示すことが責務であると述べていることになる。「事実信仰」「素朴実証主義」を地で行くような訳である。

この訳文は、いまもまだ生きている。それは尾高訳が岩波文庫として現在も存在しているというだけでなく、2009年に相次いで公刊された『学問』の日本語新訳にも、繰り返し誤訳が現れているということである<sup>\*6</sup>。まずは、『下流社会』を著して一躍脚光を浴びた三浦展が訳した『学問』から引用しよう。

ですから、本当の教員なら、教壇の上から聴講者に向かってなんらかの立場を押しつけることがないように用心するでしょう。明示的にあれ、暗示的にあれ、そういう押しつけをすることは、言うまでもなく、「事実

をして語らしめる」べき学問の原則に忠実ではないからです。[三浦訳:64]

次に、『学問』とあわせて『職業としての政治』も訳し、また、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の新訳も発表した中山元による訳を引用する。

そして真の教師であれば、明確に表現するか暗黙的に表現するかを問わず、教壇から自分の見解を押しつけるようなことは避けるでしょう。「事実をして語らしめ」るためにも、このような態度をとることが不誠実なものであるのは、明らかだからです。[中山訳:212]

見事なまでに、尾高の誤訳を踏襲している<sup>7</sup>。ヴェーバーが「事実信仰」「素朴実証主義」を唱えていると思いつ込まれる条件は、実は現在ではより整備されてしまっているのである。

## 2 錯綜する「価値自由」と「教壇禁欲」

前節で指摘したとおり、ヴェーバーのいう「価値自由」は「没価値性」という意味へと引き戻されている。しかし、ここをもう少し精密に見ていくと、事情が錯綜しているということがわかつてくる。

誤訳がなされた箇所は、いったいどういう箇所であるか。『価値自由』にせよ、『学問』にせよ、その文脈を追うと、「事実をして語らしめる」という態度がもっとも不誠実であるのは、教育の現場においてである。先に引用した尾高訳のこの箇所を訳し直して示そう。

本当の教師ならば、教壇の上から聴講者になんらかの立場を強いるようなことを——あからさまにしろ暗示的にしろ——強いることがないように注

意するだろう。「事実をして語らしめる」とすれば、それはもっとも不誠実なやりかたである。[WLS. 601]

この引用部分は、いわゆる「教壇禁欲」と呼び慣わされている箇所にある。教師が自らの価値観を学生に押しつけることは許されるものではなく、さらに、「事実をして語らしめる」態度で、あたかも自らの主觀など一切入っていないかのようにてらいながら、その実、自分の実践的評価を滑り込ませ、それを学生に吹き込もうとする態度をヴェーバーはもっとも警戒した。だからこそ、「事実をして語らしめる」のはもっとも不誠実な態度だと述べたのである。

そして、野崎敏郎もいうように、これはあくまでもヴェーバーが「教壇」について、つまり「教育」について主張しているということに注意しなければならない<sup>8</sup>。何より、ヴェーバー自身が教育にまつわる問題と「価値自由」とは次元が異なると述べている。ヴェーバーは「価値自由」冒頭で明確に次のように語った。

以下で「評価 Wertungen」とは、別のことかいわれていないあるいはおのずから明白でない場合には、われわれの行為によって影響を与え得る現象を、非難すべきあるいは是認すべきものとして「実践的」に評価する Be-wertungen という意味で理解してほしい。ある特定の科学のこの種の評価からの「自由」という問題、つまり、論理的原理の妥当および意味の問題は、手短にあらかじめ議論しておく次のような問いと、決して同じものではない。すなわちその問題とは、大学の講義においては、自分の倫理的、あるいは文化理念による、またそうでなければ世界観に沿うように基礎付けられた実践的な評価を「表明する」べきであるかどうかというものである。それは科学的な議論にはできないものである。というのも、それはまったくもって実践的な評価に依存したものであり、それゆえにこそ決着の付けようのない問い合わせだからである。[価値自由 489=299]

ヴェーバーは、学問（研究）と教育は別の次元にあるものだとはっきり示している。別の言い方をすれば、ヴェーバーは「教育」と「研究」とをきちんと区別して議論すると明言しているのであり、「教壇禁欲」と「価値自由」とが別次元にあることをはっきりと示していたのである。このことは、すでに安藤英治がきちんと指摘していた〔安藤1965：95-103〕。というのも、「教壇禁欲」と「価値自由」は混同されて理解されていたからである。さらに注目しておくべきは、ヴェーバーが教壇で実践的評価を語るべきかどうかを學問的には決することのできない、実践的評価と述べていることである。

安藤の論敵のひとりと目される人物に、大河内一男がいる。彼の論考に、「価値自由」と「教壇禁欲」の混同がはっきり見られるところがある。多少長いが引用しよう。

「教授」は、ウェーバーの理解する所に拠れば、斯かる資格に於ては一個の「経験科学者」であつて、それ以外の何者であつてもならなかつた。彼が「教授」として振舞う限りは、上述の諸条項の圈内に於て只管「客觀性」を最高の理念とする経験的知識の獲得とその伝達にのみ努めなければならぬ。彼は「教授」としては、彼自身の個人的世界觀、理想、価値等より切り離されて在らねばならず、またあらゆる彼の政治的見解から、またあらゆる彼の社会改良的プログラムから、切り離されて在らねばならぬ。彼は評価的或はその基礎に於て啓蒙的であつてはならず、教壇に於ける彼は、すべての価値判断より慎み深く隔離されて在らねばならないのである。何となれば「政治的」および「社会改良家」——まして社会主義者！——としてではなく、まさに「経験科学者」として彼は教壇に在るのであるから。科学者としての「教授」は、彼の全人の他の半面、即ち「政治家」としての彼自身をば、新聞、集会、議場、評論に於て、斯かる教壇のストア的自己抑制より自由に解き放つことが出来る。其處では人間、良心、人格、信仰、神と惡魔が互に自己を主張しました闘争することが出来、また斯くすべ

きである。然乍らこれは教壇には属さざる事柄である。教壇の理想は、それが常に部分人としての科学者によつて占められてゐることでなければならなかつた。[大河内1936:453]

ここには、ひとりの人物について3つの異なる立場があることが示されている。それは、大学において教育を行う「教授」であり、研究を行う「経験科学者」であり、そして大学の外が活動の場である「政治家」である。この三者はひとりの人物のなかに同居し得るものであるが、すべてをない交ぜにすることは許されない。もう少し正確にいえば、「教師」であり「研究者」である者は、大学のなかで「政治家」として振る舞つてはならない、と述べている。政治家は価値判断に直接かかわる、大学外で活動する者であるのに対して、教師は研究者であり、研究者として教育を行うのが教師であるという解釈である。

大河内が「教育」と「研究」をそのままイコールで結びつけて論じていることは明白であろう。つまり、「教壇禁欲」と「価値自由」が無媒介に結びつけられ論じられているのである。このことは、ひとり大河内にとどまることではない。ここでは詳しく触れないが、戦中から戦後にかけて「没価値性」議論を先導した出口勇蔵や福武直らにも同様の解釈を見ることができるし、また、すでに本稿でも触れたように、多くの論者たちが「教壇禁欲」と「価値自由」を直結して理解しているのである<sup>9</sup>。

以上から、錯綜した事情があきらかになってきただろう。整理しておきたい。「教壇禁欲」にかかわる部分が誤訳され誤解され、「教壇禁欲」と「事実信仰」がイコールで理解されている。その「教壇禁欲」は「価値自由」と混同されて理解されてきた。それゆえ「価値自由」が「事実信仰」「素朴実証主義」とすんなり結びつき、これまでの研究にもかかわらず、「価値自由」が「没価値性」へと後退しているのである。

「没価値性」の淵に落ち込んでいく「価値自由」を救い出すために、以下ではこの錯綜した事情の鍵となっている「教壇禁欲」にかかわる部分についてさ

らに論じたい。

### 3 「教育」と「研究」の区別

すでに指摘したとおり、教壇で政策を語るかあるいはそれを禁欲するかは、学問的に決することはできない。そもそもヴェーバーは『価値自由』冒頭で、こうした「教壇禁欲」という立場もひとつの実践的立場であって、それを学問的に主張することも否定することもできないと喝破していた。

ヴェーバーの議論はこれで終わらない。「教壇禁欲」それ自体の是非は学問的に決することはできないが、しかし、ヴェーバーはこれを「大学の教師としての自分自身に対して」[価値自由 491=301] の問題としても一度引き受け直す。すなわち、それを「教育」の問題としてヴェーバーは論じるのである。先の引用に続けてヴェーバーは次のようにいう。

極端なものをあげるにとどめるが、(a)いっぽうの純粹に論理的に推論可能であり純粹に経験的な事態を、他方の倫理的あるいは世界觀に沿った評価から区別することは、なるほど正当に行うことができるが、しかし、それでもなお（あるいはおそらく、いやそれどころか、それゆえにこそ）ふたつのカテゴリーの問題とも教壇に属するものである〔教壇で論じてよいものである〕という立場と、それから、(b)こうした区別は論理的に一貫して行い得るものではないにせよ、それでもなおすべての実践的価値問題は講義において可能な限り取りあげないようにすることが望ましいという立場と、どちらもが存在する。[価値自由 489-490=299-300]

見られるごとく、(a)は、論理的認識と実践的価値評価を区別してなおこの両者を教壇で論じていいという立場であり、(b)はそもそも論理的認識と実践的価値評価を区別することが困難であり、実践的価値評価は教壇で取りあげるべき

ではないという立場である。

Wertfreiheit が「事実信仰」「没価値性」を意味すると解釈するのが正しいのであれば、ヴェーバーは(b)の立場を支持しているはずであろう。しかし、この次に続く一文が、そうした解釈の間違いを端的に示している。

(b)の立場は私には受け入れられないようと思われる。[価値自由 490=300]

ヴェーバーは実践的価値問題を講義において取りあげないという態度をこそ否定していた。「教壇には「情熱のないこと〔無味乾燥〕」が似つかわしくあるべきだという見解」や「「情熱に満ちた」議論の危険を必然的に伴うようなことがら」が「排除されなければならないという見解」をヴェーバーははっきりと否定している [価値自由 490=300]。

いっぽうで、ヴェーバーは(a)について次のようにいう。

(a)の立場は、この立場の人固有の主観的な立場からすると、私見では次の場合に、そして次の場合にのみ、受け入れることができる。すなわちそれは、大学の教師がひとつひとつの事象について、彼の講義がそうすることによって魅力を失うことになるという危険を冒してもなお、何が純論理的に推論されたあるいは純経験的な事実確定であるか、そして何が実践的評価であるかということを、聴衆〔学生〕に対して、そしてこれが肝心なところだが、自分自身に対して、徹底的にあきらかにするということを無条件の義務として課す場合である。[価値自由 490=301]

実践的評価を教壇で表明することは可能であり、肝心なのは、経験的事実の確定と実践的評価の区別を行うことである。ヴェーバーは、ある意味皮肉をこめてトライチュケを取りあげる。つまり、トライチュケは講義のなかできわめ

て情熱的に実践的価値評価を語るため、かえって学生たちは容易にそれが彼の実践的評価であると判定でき、経験的事実の確定とは異なると知ることができたというのである【価値自由 490=300】。

このように、ヴェーバーは「教育」の現場と「研究」とをない交ぜにしてはならないと主張しているわけである。大河内の示した解釈とまったく違うことは、あきらかであろう。

さて、ヴェーバーは教壇で実践的評価を下すべきかどうかという問題を「大学政策上の問題」【価値自由 491=301】ともいっている。そこに想定されるのは、どう学生を教育していくのかについての方針であり、それには究極的にふたつの方向があるという。ひとつは学生を「型にはめて、政治的、倫理的、芸術的、文化的またはその他の信術を宣伝する」ような教育のあり方、もうひとつは「専門的な有資格者が専門的な訓練を行う場合にのみ本当に価値のある効果がある」と考える教育のあり方、である【価値自由 491=301】。ヴェーバーは後者をとることをはっきり示す。それは、ヴェーバーが次のような教育観を持っているからである。

今日、学生が教室において実際にまず何より真っ先に学ぶべきことは以下のとおりである。(1)与えられた課題を純然とやり遂げる能力、(2)事実、それも自分にとって都合の悪い事実をまずは認めること、そして、この事実の確定をその評価的態度決定から区別する能力、(3)自分自身の人格 Person を、事実の後ろに引き下がらせる能力、したがって自分の個人的な好みやその他の感覚を求められもしないのに誇示したいという欲望を抑える能力。【価値自由 493=304】

教壇で政策を語るべきかどうかという問題は、学生がこうした批判的能力を修得できるかどうかというこの一点から決せられるべき、実践的評価にかかわる問題なのである。単純化していえば、教壇で政策をおおいに語っても、それ

によって学生がこうした能力を身につけることができれば、政策を語ることは是認されてしかるべきなのである。

これだけ明確にヴェーバーが述べているにもかかわらず、「教壇禁欲」が「事実信仰」として捉えられてきた原因のひとつは、ヴェーバーの「予言者」への言及にあるといってよい。『学問』において、ヴェーバーは「予言者やデマゴーグは教壇に立つべき人ではない」、予言者は「街頭に出て、公衆に説け」と述べたことがよく知られている〔学問 622=50〕。ここから、実践的価値評価を行う予言者は教壇に相応しくないということであれば、教壇では実践的価値評価については沈黙しなければならないはずだ、という短絡的な解釈が生まれたのであろう。しかし、これまでの議論から、ヴェーバーが予言者は街頭に出よという要請をしたのは、彼らが実践的価値評価を表明するという理由からではないことはあきらかである。

予言者は、ひとり予言者だけでは成立しない。予言者がどれほど予言者として振る舞っても、それを予言者と認める者が誰一人いなければ、彼は予言者たり得ない。第一次大戦期あるいは革命期の学生たちが予言者を待望していることに敏感であったヴェーバーは、教師が予言者として教壇で振る舞うことを強く警戒した<sup>\*10</sup>。だからこそ、予言者は街頭に出よと述べたのであるが、この発言は予言者に対してだけなされたものではない。言外には、予言者を待ち望みそれに追従しようとする学生もまた「街頭に出よ」というメッセージがこめられているのである。予言者たろうとする教師は「教師」ではなくくなってしまっているように、予言者に付き従おうとする学生も「学生」たり得ないのである。ヴェーバーは、「分析」や「事実の確定」ではなく「体験」を求めるような学生は「教師を求めているのではなく、指導者を求めている」のであり、彼らは「誤りを犯している」と喝破した〔学問 605=57〕。

大河内に典型的なように、「教育」を「研究」と同一視することが「学生」という存在を後景に退かせているようだが、ヴェーバーは両者を区別して論じていた。その上でヴェーバーの主張は、「教育」における教師と学生との両者

に及んでいたのである。

#### 4 批判的人格と価値自由

さて、これまで「教壇禁欲」ということばをそのまま使ってきました。しかし、このことば自体ヴェーバーが使ったものではない。厳密にいえば、論者によってその意味するところも違ってきてているだろうが、従来の「教壇禁欲」論は、教師に要請されているものとして考えられていることはたしかである。

しかし、『学問』はヴェーバーが学生から請われて行った講演であり<sup>\*11</sup>、ヴェーバーは学生に向かって話している。すでに指摘したとおり、教育を考えたとき教師としていかにあるべきかだけだけでなく、学生たちが教育によっていかなることを修得するべきかはきわめて重要である。そう考えれば、これまで議論されてきた従来の「教壇禁欲」論が指し示している内容は、誤解があつたりあるいはヴェーバーの議論の一部でしかなかつたりしていて、ヴェーバーの意図を十分に汲んでいないことになる。ヴェーバーの教育論は教師についてだけでなく、最終的にどういう学生が育つかという点にまで行き着いていた。すでに引用したような能力を学生が修得することが教育に求められるとするのなら、ヴェーバーは「教壇禁欲」を論じたのではなく、教育における〈批判的人格形成〉を論じたというべきではないだろうか。「教壇禁欲」ということばが、これまでの誤解や理解不足のひとつの理由となってきたのではないか。「教壇禁欲」ではなく、〈批判的人格形成〉をこそ、『価値自由』や『学問』に読みとる必要があろう。

そうすれば、しばしば現状肯定や悲観主義的言辞と捉えられてきた次の文は、まったく別様に見えてくるだろう。

……「人格 Persönlichkeit」たることは、そうあろうと意図してなれるようなものではない。人格（おそらく！）となるためには、ただ「ザッヘ」

に沈潜するというただひとつの道、つまり、この「ザッヘ」およびそれから生じる「日々の要求」が個々の場合にどう見えて、脇目も振らず「ザッヘ」へ沈潜するというただひとつの道しかない。[価値自由 494=305]

「日々の要求」に従うのは、現状肯定でも、自らの価値を持たないことでもない。批判的人格によって可能となるのは、「事実」の批判的分析であり、その「事実」を取り出す自らの価値理念の明確化である。「事実をして語らしめる」態度に墮すことのない、批判的な態度を持った「人格」形成こそ、ヴェーバーが求めるものである。

こうした〈批判的人格形成〉があつてはじめて「価値自由」な態度を望むことができる。「教壇禁欲」と呼び慣わされてきた議論と「価値自由」は「教育」と「研究」という別次元にありつつ、それでいて「批判的人格」という点で密接に連関しているのである。

## おわりに

さて、本稿冒頭に示した第32軍の説明板設置にたいする考察を行うことは、まさにヴェーバーのいう「日々の要求」に従うことである。「事実をして語らしめる」もっとも不誠実な態度ではなく、批判的に分析し、自らはどういう立場からどう考えるかを明確化することが求められている。マスコミのみならず研究者までもがこぞって、「事実をして語らしめる」態度こそが「客観的」で、正当なありかたであると述べたてる、そんな「流れ」に対しては、「時の支配的な理念に、いやもっとも崇高な理念に対しても、人格の能力の意味において冷靜な頭脳を守り」、必要とあらば「流れに逆らって泳ぐ」こと [価値自由 540 =355]。これが「価値自由」の求めるあり方である。

## 凡例

ヴェーバーの著作からの引用に際しては、以下の略号を用いて、[略号 原著ページ数=訳書ページ数]で表した。なお、「学問」については、断らない限り尾高訳のページ数を示している。また、ヴェーバー以外の著作については、「名前 発行年：ページ数」と示した。

WL: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 4 Aufl., Tübingen : J.C.B.Mohr, 1973.

価値自由：中村貞二訳 1982 「社会学・経済学における「価値自由」の意味」出口・松井・中村訳『ウェーバー社会科学論集』河出書房新社。

尾高訳：尾高邦雄訳 1980 『職業としての学問』岩波文庫。

三浦訳：三浦展訳 2009 『現代訳 職業としての学問』プレジデント社。

中山訳：中山元訳 2009 『職業としての政治／職業としての学問』日経BP社。

## 参考文献

安藤英治 1965 「マックス・ウェーバー研究」未来社。

石原昌家他 2002 「争点・沖縄戦の記憶」社会評論社。

大河内一男 1936 「独逸社会政策思想史」日本評論社。

沖縄タイムス社 2008 「挑まれる沖縄戦——「集団自決」・教科書検定問題 報道集』沖縄タイムス社。

折原浩 2003 「解説」富永祐治・立野保男訳・折原浩輔訳『社会科学と社会政策にかかる認識の「客觀性」』(第7刷)岩波文庫。

教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 1995 「教科書検定の違憲性——家永・教科書裁判第三次訴訟 地裁編」ロング出版。

栗原佳子 2009 「狙われた「集団自決」——大江・岩波裁判と住民の証言」社会評論社。

今野元 2003 「マックス・ヴェーバーとボーランド問題——ヴィルヘルム期ドイツ・ナショナリズム研究序説」東京大学出版会。

高嶋伸欣 1984 『八〇年代の教科書問題』新日本出版社。

富山太佳夫 1994 「言語論的転回以降」「思想」No.838、岩波書店。

- 仲正昌樹 2011 「改訂版〈学問〉の取扱説明書」作品社。
- 中山元 2009 「訳者あとがき」(中山訳所収)。
- 野崎敏郎 2011 「大学人ヴェーバーの軌跡——闘う社会学者」晃洋書房。
- 三笞利幸 2007 「「没価値性」から「職業社会学」へ——尾高邦雄のヴェーバー受容をめぐって」『現代思想』2007年11臨時増刊号、青土社。
- 三笞利幸 2008 「福武直と Wertfreiheit の意味——科学と実践のはざまで」球種国際大学『教養研究』第14巻2・3号合併号。
- 三笞利幸 2009 「「価値自由」論研究の系譜——戦後ヴェーバー研究の展開と現代」九州国際大学『社会文化研究所紀要』第63号。

## 注

- \* 1 パンフレットの類でも、沖縄戦との関係が書かれているところはほとんどない。立派なホームページにも沖縄戦については、ほんのひと言、「……1945年にアメリカ軍の攻撃により全焼した。」のみである。首里城ホームページ「首里城について」の「首里城とは」参照。<http://oki-park.jp/shurijo-park/about/history.html>
- \* 2 「琉球新報」、「沖縄タイムス」といった地元紙は、詳しく述べを続けてきたが、「本土」メディアはあまり大きな関心を払ってはいない。また、この説明板問題が大きく取りあげられはじめると、沖縄県は4月12日にホームページに「第32軍司令部壕説明板設置についての経緯と考え方」なる文章を掲載し、火消しに躍起になっている。そこを読めば、「慰安婦」と「住民虐殺」についての記述を削除した理由を、「32軍司令部壕においては確証を得ることができませんでした」と記している。なるほど「説明板に当該2項目を記載しないことが沖縄戦の事実を隠蔽するものとは考えておりません」、これらを「記載しないという判断は、沖縄戦における慰安婦、住民虐殺の存在を否定したものではない」と弁明しているが、これは問題の矮小化と隠蔽でしかない。
- \* 3 このあたりの事情については、本稿で詳しく述べることはできない。研究書、論文など多数あるが、とりあえず、高嶋1984、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会1995、石原他2002にある諸論考、沖縄タイムス社2008、栗原2009、岩波書店2012などを参照。
- \* 4 たとえば、三笞2008あるいは三笞2009などを参照。
- \* 5 詳しくは折原2003を参照。また、三笞2007は、この誤訳にも触れながら、尾高をヴェーバー受容という観点から思想史的に考察したものである。とりあえず、以下に原文を引用しておこう。

Aber der echte Lehrer wird sich sehr hüten, vom Katheder herunter ihm irgendeine Stellungnahme, sei es ausdrücklich, sei es durch Suggestion ---- denn das ist natürlich die illoyalste Art, wenn man »die Tatsachen sprechen läßt« ---- aufzudrängen. [WL.S.601]

また、この部分についての折原の訳は以下のとおりである。

まことの教師ならば、教壇の上から聽講者に向かってなんらかの立場を——あからさまにしろ暗示的にしろ——強いることのないように用心するであろう。〔ここで「暗示」について補足すれば、それは、あからさまな押しつけ以上に問題で〕『事実をして語らしめる』〔すなわち、価値判断を価値判断としてフェアに明示するのではなく、抗いがたい既成事実に見せかけ、価値判断と事実判断との混同に誘い、既成事実への屈伏を強いる〕とすれば、それはもとより、もっとも不誠実なやり方である〔折原2003:320-1〕

なお、本文で後に引用する「価値自由」にも、「学問」のこの部分と同様の記述が見られる。

\* 6 中山元による訳が2009年2月に、三浦展による訳が同じ2009年の9月に刊行されている。尾高訳に対して、両者共にわかりやすい現代訳にしたという点で共通している。ただし、残念ながらこの二訳書には多くの問題点がある。両者共に、原著の段落構成には無頓着であり、訳者の責任において段落をばらしたりつなげたりしている。原著を無視するかたちで段落をばらした上で、訳者の責任で小見出しを付けている。なるほど、読みやすくなったのかもしれないが、原著者ヴェーバーの付けた段落はばらばらにされ、訳者の判断で小見出しが付けられて読者を訳者の意図する方向に導いてしまえば、原著者ヴェーバーの意図するところをたどることはもはやできなくなってしまっている。

\* 7 中山訳には、この箇所にさらに次のような注が付されている。

ヴェーバーが教師としては、<sup>事実だけ</sup>を重視していたことについては、弟子たちの証言がある。「しかしました彼らは、<sup>対象への没頭</sup>によってのみ彼と個人的に接觸し得ること、対象への熱意が彼に感じられる場合にのみ彼の興味をよびおこすことができることもわかった」(マリアンネ・ヴェーバー『マックス・ヴェーバー』大久保和郎訳、みすず書房、四九四ページ)。[中山訳: 213]

ヴェーバーが教師として「事実だけを重視していた」と指摘しているところは、「事実をして語らしめる」ということばを中山なりに言い換えたものであろう。そして、中山の説明では対象への没頭が自己目的化していることになり、まさに「事実信仰」の権化としてのヴェーバーと述べることになっている。

\* 8 野崎は「価値自由と教壇禁欲との関連および区別」は「ヴェーバーの教育論を基軸として理解することができる」と述べ、「教壇禁欲は、価値自由な議論を健全なかたちで展開するための教学上の規準にかかわる問題である」と簡潔かつきわめて的確に指摘している【野崎2011:242-3】。ヴェーバーの「教育論」への注目は、野崎の徹底した資料涉獵とテキストクリティークに裏付けられており、これまでヴェーバーが1903年以降、ハイデルベルク大学を離れ教育の現場から遠ざかったという認識が研究者のあいだでは一般的だったが、そうした思い込みを打ち破り、ヴェーバーがハイデルベルク大学に「実質的に勤務し続けていたと判断するのが至当である」【野崎2011:323】ことを完璧なまでにあきらかにした。まさに「大学人」としてのヴェーバーが描き出されている野崎の著作からは、多くのものを学ばせてもらった。

\* 9 こうした解釈は、ヴェーバー研究者あるいはヴェーバーを専門的な手法で研究している研究者にも、いまだに見られる。

たとえば、ヴェーバーの政治的関心を中心に、彼の生涯をさまざまな資料を駆使しつつ描いて見せた今野元は、教室で沈黙を余儀なくされている学生にたいして教師が自身の価値判断を吐露することを批判した箇所【学問 606-7=60】を引用した後に次のようにいう。

学生に自立した思考の余地を保障するために、教場において独特の権威を有している大学教師が教壇の上で自己の個人的信条を振り回すようなことがあってはならない——世に「教壇禁欲」と呼ばれるこの命題は、とりわけ彼がベルリン大学の学生としてトライチュケの講義を開いた頃から、上の世代の教師たちへの反発として長年胸に抱き続けてきたものであった。独立不羈の人間性を愛するヴェーバーの面目躍如たる一節である。【今野2003:127】

なるほど、教師がその立場を利用して教壇から自らの個人的信条を学生に押しつけることは許されない。しかし、続く次の箇所についてはどうだろうか。

しかしこの「教壇禁欲」命題が、自己批判としてではなく、他者を批判する文脈で提唱されたことを想起するとき、自らも大学教師で、しかも異常なほど自負心の強いヴェーバーが、学生を世話する際に一体どの程度この命題に

忠実であることができたのか、という問い合わせ新たに生じてくる。情熱的な政治評論家であった彼は、その個人的な信条を大学の講義や演習の中で抑えることが本当に出来たのであろうか。[今野2003:127-8]

今野は「教壇禁欲」をヴェーバーが「自己批判ではなく他者を批判する文脈で提唱された」というが、そう断定してしまうのは強引な解釈であろう。ともあれ今野はそう紹介し、他人ばかりを批判しておいて「ヴェーバーの政治的情熱はやはり時として「教壇禁欲」の防波堤を越えて氾濫することがあった」[今野2003:128]として、ヴェーバーを糾弾する。なるほど、今野はよく調査していて、講義中になされたヴェーバーの「教壇禁欲」の防波堤を越え」た発言をいくつかあげているが、すでに指摘したとおり、教壇で自らの価値判断を述べるべきかどうかは学問的に決することができない。自らの価値判断を提示しても、その是非は学生の「教育」に資するものであるかどうかという点から判断されねばならず、価値判断を述べた瞬間に「教壇禁欲」に反した責められるべき態度であるとはならないのである。本文で後に触れるように、ヴェーバーは、トライチュケですら彼が価値判断を明々白々に示すがゆえに、かえって学生にとっては事実認識と価値判断を峻別する能力を磨くにあたって資するところがあったと述べていた。今野は、「教壇禁欲」を自己の価値判断についてはすべて沈黙せねばならないという要請だと考えているようだ。ここには「教壇禁欲」を「事実信仰」として捉える様子がうかがえる。

またさらに今野は、およそヴェーバーのいう「教壇禁欲」とは別の問題であるはずの、アカデミック・ハラスメントにかかるような(?)議論までを「教壇禁欲」にまつわる問題として論じる。

また、そもそも「教壇禁欲」程度の工夫で学生の発想の自由が実際に担保されるのかどうかも疑わしい面がある。仮に教師の側が「教壇禁欲」を厳格に実践していたとしても、その教師が大学の外で特定の政治的価値を支持し、特定の政治的党派に加担していることが知られているならば、特にその教師を指導教官と仰いで研究しようとする学生は、日常それを意識しつつ研究せざるを得ないだろう。[今野2003:129]

今野の大学批判あるいは大学教育批判はもっと続くが、引用はこのくらいにしよう。これは、今野自身の体験なのかもしれないし、実際にこうしたアカハラやそれらしいことが起こっていればきわめて大きな問題であろうが、これはヴェーバーのいう「教壇禁欲」とは別に論じるべき内容である。

ともあれ、本書最終章で今野は『宗教社会学論集』に言及した際、次のようにいう。

畢竟、ヴェーバーがその宗教社会学的考察において、西欧人として、西欧に対する何等の自負もなしに、文字通り価値中立的に世界の諸文明を比較研究したと本当にいえるのか、今後はこれまで以上に慎重に議論されるべきであろう。[今野2003：236]

ここにはっきり示されているとおり、今野は「教壇禁欲」を「事実信仰」と結びつけた上で Wertfreiheit を「没価値性」「価値中立性」で理解している。

\*10このあたりの事情については、野崎2011の緻密かつ徹底した研究を参照。

\*11『学問』へとまとめられる講演の日時については、野崎が詳細に調べている[野崎2011:252-4, 294-9]。